

# 令和 6 年度 WAKAYAMA JOB FAIR in VIETNAM 実施業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

## 1. 企画提案書に記載する事項

2 の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

## 2. 業務内容

ベトナム社会主義共和国において、WAKAYAMA JOB FAIR in VIETNAM（以下「ジョブフェア」という。）を実施すること。

【提案】開催場所・日数・時間、内容等ジョブフェアの具体的な計画を提案すること。

なお、マッチング率を向上させるための策を講じること。

### (1) ジョブフェア概要

- ア 主な対象 日本での就職を考えている大学生  
※基本的には、高度外国人材での来日を想定しているが、特定技能やインターンシップ等も含む。
- イ 開催時期 大学生の就職活動時期（令和 6 年 11 月頃）  
※開催日時等基本行程は、和歌山県と協議の上、決定する。
- ウ 参加企業数 和歌山県内に事業所を有する企業 10 社程度

### (2) 企業募集

和歌山県と連携して、ジョブフェアに参加する企業を募集すること。

なお、参加費用は無料とするが、その他の費用負担は、以下ア・イのとおりとする。

- ア 本業務の負担  
基本行程における移動費用及び通訳費
- イ 参加企業の負担  
航空運賃、宿泊費、食費、査証取得費、輸送費、保険費用等  
また、基本行程以外の行動によって発生する費用（交通費やガイド経費、通訳費等）

### (3) 会場手配

ジョブフェアの会場を手配するとともに、会場設営・撤去及びジョブフェアの運営（受付・参加企業の支援等）を行うこと。

### (4) 通訳スタッフ手配

和歌山県及び参加企業に各 1 名の通訳（言語：日本語、ベトナム語）を手配すること。

### (5) 航空券手配

参加企業から航空券の手配要請があった場合は、航空券を手配すること。

なお、航空券の費用については、参加企業に後日請求するものとする。

### (6) 移動・ガイド手配

基本行程における移動に必要な車両を手配すること。

また、車両 1 台につき 1 名のガイドを手配すること。主な業務内容は、以下ア～オのとおりとする。

- ア バス会社との連絡・調整、バス運転手と連絡調整
  - イ 和歌山県との連絡・調整
  - ウ 必要に応じて、現地市内各所及び市場調査の案内をすること
  - エ 日本語対応ができること
  - オ 体調不良など参加者の突発的事項に対し、病院へ連れていくなど対応・連絡が必要な機関との調整ができること
- (7) 食事手配
- 基本行程における食事（昼食及び夕食）を手配すること。主な業務内容は、以下ア～ウのとおりとする。
- ア 食事場所、内容などの予約
  - イ 人数分の昼食・夕食費の支払い
    - ※昼食・夕食費については、参加者若しくは参加企業に後日請求するものとする。
  - ウ 現地における食事時間、場所、内容の調整
    - ※詳細については、和歌山県と協議の上、決定する。
- (8) 参加者募集
- ベトナム社会主義共和国現地で参加者を募集すること。
- 【提案】参加者を募集する手段を具体的に提案すること。**
- (9) 翻訳
- 大学 HP 等に掲載する企業情報及びベトナム政府や大学等への申請書類をベトナム語又は英語に翻訳すること。
- なお、翻訳する言語については、和歌山県と協議の上、決定すること。
- (10) 現地調整
- 必要に応じて、ベトナム社会主義共和国現地で和歌山県とジョブフェアに関する調整を行うこと。
- (11) 実績報告
- 実施結果（参加者数や支援内容等）を和歌山県に報告するとともに、実施結果を分析の上、効果検証結果についても報告すること。

### 3. 留意点

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管す

ること。

#### 4. その他

- (1) 1の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託先については、ア～エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。
  - ア 事業実施に必要な実施体制を整えており、業務遂行能力の高い事業者であるか。
  - イ 外国人材を和歌山県に呼び込むことが期待できる内容となっているか。
  - ウ マッチング率の向上が期待できる内容となっているか。
  - エ 効果的な参加者募集の手段となっているか。
- (4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。
- (6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。